

令和4年2月28日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

数量にかかわらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品の改正について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長より各都道府県衛生主管部(局)長等宛に標記の通知が発出されるとともに、日本医師会を通じ本会に対しても周知方依頼がありました。

医薬品等の輸入監視については、「医薬品等に係る輸入確認要領について」(令和2年8月31日付け薬生監麻発0831第4号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知)の別添「医薬品等輸入確認要領」に基づき実施されており、同要領中、数量にかかわらず厚生労働省の確認を必要とされている医薬品の製品名等については、「数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品について」(令和3年3月26日付け薬生監麻発0326第2号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知)において周知がなされております。

本件は、同通知の「2. 医師の適切な指導のもとに使用されなければ健康被害のおそれがある未承認の医薬品」に新たに『バリシチニブ (Baricitinib)』『ファビピラビル (Favipiravir)』『モルヌピラビル (Molnupiravir)』の3成分5品目が追加となったことについて周知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただきますとともに、周知方につきましてご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL : 06-6763-7006 / FAX : 06-6764-0267